

【注意事項】

この届出をする際は、必ず「特例退職被保険者証」（本人・家族分）を一緒に返却してください。

※健康保険高齢受給者証・健康保険限度額認定証・特定疾病療養受療証等の交付があれば、それも返却してください。また、被保険者証・高齢受給者証を滅失した場合は、別途「紛失届」が必要になります。

ア. 被用者保険の被保険者になったときは、新たに交付を受けた「健康保険被保険者証（本人）のコピー」を添付してください。

イ. 満65歳以上で障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は、「後期高齢者医療被保険者証のコピー」を添付してください。

ウ. 生活保護の受給者になったときは、「被保護者証明のコピー」または「生活保護初回決定通知書のコピー」を添付してください。

エ. 海外に居住となったときは、「住民票（除票）」を添付してください。

オ. 被用者保険の被扶養者になったときは、新たに交付を受けた「健康保険被保険者証・家族（被扶養者）のコピー」を添付してください。

カ. 死亡による届け出の場合は、死亡日の確認できる「死亡診断書のコピー」を添付してください。